

報道関係者 各位

発表日 平成31年3月26日
照会先 九州厚生局佐賀事務所
電話番号 0952-20-1610

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と佐賀県は、平成31年3月15日付けで、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び佐賀県が共同して監査を実施した結果、元開設者及び元施術管理者である下記柔道整復師が、出頭を求められてこれに応じず、検査を拒み忌避したことによるものです。（不正請求疑い金額 約102万円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名 吉田 裕一（よしだ ゆういち）49歳
施術所名称 吉田整骨院
施術所所在地 佐賀市木原2丁目25番10号
元開設者 吉田 裕一

2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成31年3月15日

〔当該柔道整復師は以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※ 当該柔道整復師は、平成30年5月31日付で受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章14の(1)

[平成22年5月24日付保発0524第2号 厚生労働省保険局長通知最終改正：
平成30年5月24日付保発0524第2号]

4. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

(1) 九州厚生局及び佐賀県が、吉田整骨院の元開設者及び元施術管理者である吉田裕一柔道整復師（以下、「吉田柔整師」という。）に対して、監査への出頭を求めたにもかかわらずこれに応じず、検査を拒み忌避したため。

(2) 監査への出頭拒否について

平成30年10月23日、11月28日及び12月26日を実施日とする監査実施通知を发出したところ、監査当日に吉田柔整師が出頭しなかった。

監査実施通知には「正当な理由なく監査を欠席した場合は、受領委任の取扱いの中止相当措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。」と明記していたにもかかわらず、吉田柔整師は3回にわたる監査に正当な理由なく出頭を拒否していることから、今後も監査への出頭の意思がないものと判断し、監査を終了することとした。

(3) 出頭拒否となった監査において確認を予定していたもの

① 架空請求の疑い

実際には行っていない柔道整復に係る施術を行ったものとして療養費を不正に請求していた疑い。(126件 約95万3千円)

② 付増請求の疑い

実際に行った柔道整復に係る施術内容に、実際には施術を行っていない日の施術内容を付け増して療養費を不正に請求していた疑い。(16件 約6万9千円)

5. 監査を行うに至った経緯等

(1) 平成29年9月、保険者から、患者に対し文書照会を行ったところ、患者3名について施術を受けていないと回答している月であるにもかかわらず、当該施術所から療養費の支給申請が行われているとの情報提供があったため、平成30年4月13日に個別指導を実施したところ、吉田柔整師は、療養費の支給申請について、「全て療養費支給申請書のとおりに行った。」と終始回答するなど、保険者が実施した文書照会に対する患者の回答内容と相違する申述がなされたことから、個別指導を中断した。

- (2) 平成30年6月6日に、吉田柔整師から、平成30年5月31日付けで当該施術所を廃止したとして、受領委任の取扱いの辞退に係る届出が提出された。
- (3) その後、患者調査を実施したところ、施術を受けていないと回答した日の療養費支給申請が行われている患者が8名確認されるなど、当該施術所から提出された柔道整復施術療養費の請求内容が不正又は著しく不当なものであることが強く疑われたことから、監査を実施することとした。

(参 考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- 保険者等からの委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師が契約を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求できる取扱いのことです。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- 受領委任の取扱いを行う柔道整復師に対する行政上の措置。当該措置を受けると、当該柔道整復師及び当該柔道整復師が勤務する施術所の開設者が開設する施術所は、原則として5年間、新たな受領委任の取扱いを受けることができません。
中止相当とは、既に受領委任の取扱いを辞退している、又は施術所が廃止されている等のため行政措置を行えない場合に行われる取扱いで、中止措置と同様、原則として5年間、受領委任の取扱いを受けることができません。